

審議会等の議事の要旨（要点）

（基本情報）

会議名称	第14期 第2回男女平等参画推進審議会
開催日時	平成29年9月15日（金曜日） 午後7時00分～午後9時00分
開催場所	女性総合センター 第2学習室
次第	1. 開会 2. 議題 立川市第6次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成28年度年次報告）について 3. 閉会
配布資料	1. 立川市第6次男女平等参画推進計画実施状況報告書（平成28年度年次報告） 2. 平成28年度年次報告に対する評価書（施策別） 3. 審議会等に関する調査票（平成28年度実績）
出席者	[委員] 会長加藤恵津子、副会長佐藤良子、酒井美恵子、鳥生尚美、小川智美、坂本澄子、矢野美智子、片野勸、富永静枝、平野千絵、山田廣幸 [事務局] 伊藤京子（男女平等参画課長）、横田昌彦（男女平等参画係長）、荒井純子、高橋定三（男女平等参画係）
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
会議結果	1. 審議会等に関する調査票（平成28年度実績）について事務局より説明 2. 立川市第6次男女平等参画推進計画実施状況報告（平成28年度年次報告）について グループ討議 (1)Aグループ（テーマ2、テーマ3） 年次報告をもとに討議を行った。 テーマ2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 (1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり <男女平等参画課7> ・イクボスとは。 →従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司。仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダー。 ・事業活動の講座名は、具体的に記載した方がイメージしやすい。 ・講座参加人数は、年代別や男女別が分かるとよい。

→年代はアンケート回答者のみ把握。男女別は性的少数者への配慮で性別記載削除しているため、受付氏名で判断するしかない。

・ワーク・ライフ・バランス推進セミナーは、平日の午後では参加しにくいので、土日に開催した方がよい。

→推進事業所認定式も開催するため、事業所の方が仕事として参加できる日程となってしまう。

- ・幅広く参加してもらうプロモーションが必要。
- ・参加人数の目標値がわかると成果があったか判断しやすい。
- ・初めて参加した方がいれば、やって良かったと思う。
- ・アンケート満足度 84%の中身は。

→5段階評価の上から2つを選んでいただいた方の割合。

<生涯学習推進センター8>

・イクメンといえない方に参加してもらうには、実利のあるもの（保育園紹介など）と組み合わせて開催するなど工夫が必要。

・男性料理講座では片付けまでしているか。

→している。

・料理講座は昨年も開催しているので、掃除や洗濯など家事の幅を広げていくとよい。

・対象数が斜線になっているのはなぜか。

→抽出ができないものは、はっきり数字が示せないため。

・成果について、参加者数が増えればいいのか、初参加の人が多ければいいのか、継続して実施していることを評価するのか、わからない。

<子育て推進課 8>

・再掲は、わかるようにページ数や事業番号を入れてほしい。

<男女平等参画課 8>

・成果指標が、平成 24 年の市民意向調査の数字で適当ではないので、講座参加人数にした方がよい。

・何をもって協力したとするかは人によって異なる。

・料理講座の動画をUPするとよいのでは。

・防災などと合わせて実施すれば、すそ野を広げられる。

<健康推進課 8>

・パパママ学級夫の参加者数 154 人とあるが全体の内訳は。

→次回までに確認。

・年間何回実施しているか。

→次回までに確認。

・パパママ学級は夫が妊婦体験ジャケットを装着したり、活動内容は良いと思うので、積極的に参加してほしい。継続を。

<男女平等参画課 9>

- ・ポケット労働法など PDF 化して WEB 上にあげて、家や職場でちょっと調べられるようにするとよい。
- ・労働法の中からワーク・ライフ・バランスに関するものを抜き出した冊子を将来的に作成すると、わかりやすくよいと思う。
- ・「働く女性と労働法」の配布数が記載されていないのはなぜか。
→東京都から配布できるほど送られてきていないため閲覧のみ。

<男女平等参画課 10>

- ・男性相談の割合を成果指標にするなら、男性が相談しやすくすることが必要。女性総合センターカウンセリングという名称では、男性にはハードルが高い。
- ・相談時間が 45 分あるのはよい。
- ・働く女性が相談しやすいのに、土曜日が電話相談のみの理由は。
→職員が不在のため、何かあっても対応できないため。
- ・男性が電話相談のみなのはなぜか。
→女性相談者への配慮のため。他の部屋を用意するのも難しい。

<男女平等参画課 11>

- ・ワーク・ライフ・バランス推進事業所の応募数は。
→例年 2~4 事業所。
- ・インセンティブを検討しているなら、取組を継続しているかの調査が難しいと思うが、公共入札でポイント加算してはどうか。
→認定期間は 3 年間なので、更新時にはヒアリングをしている。

(2)B グループ (テーマ 1、テーマ 4、テーマ 5)

年次報告をもとに討議を行った。

テーマ 1 男女平等参画と人権の意識づくり

(1) 男女平等参画の意識づくり

<生涯学習推進センター1>

- ・イクメン講座が回数の割には、参加者 (54 人) が少ないのでは。
- ・この講座に参加する男性は、意識が高い。
- ・母親講座の中に、両親向けの講座があると良い。
- ・父親が提携店で何かもらえるなど具体的なメリットがあると良い。
- ・共働きをしている方は、家事などを分担している。
- ・講座に参加した父親の意見としては、良かったという声がある。
- ・来ていない父親に対して、魅力ある講座を実施 (アプローチ)。
- ・パートナー同士で参加できる講座を (何回かのうち 1 回) 父親が参加できる講座があると良い。
- ・パパだけでなく、多様化が求められている。
- ・参加したパパ同士は、講座中の付き合いはあるが、その後につながらない。今後考えて行く必要がある。

<人事課 1>

- ・LGBT とは何か。

→ 4つの頭文字をとったもの。性的マイノリティ（社会的少数者）の総称として使われている。

L=レズビアン（同性愛の女性）

G=ゲイ（同性愛の男性）

B=バイセクシャル（両性愛の女性・男性）

T=トランスジェンダー（心と体の性がクロスしている状態）

- ・LGBTの注意書きとして、説明記載をした方が良いのではないか。
- ・研修目標達成度の実績は、昨年度、受講者の満足度が分からないとの意見があり、今回から、達成度として掲載することとした。アンケートの満足度5段階の4（良かった）以上の割合。
- ・参加人数40人は、少ないのではないか。
→窓口のある職場での参加希望者である。
- ・性的少数者は、確率的には30数人中1人位の割合でいると言われている。

<男女平等参画課 2>

- ・情報を必要な人に、どのように伝えるか（手段）。
- ・市広報紙は、全戸配布している。
- ・情報紙「アイム」も年1回、市広報紙と一緒に配布している。
- ・行政として、SNS・ツイッターで気軽に内容が届く方法が良い。
- ・ツイッターなどは、広報紙より早く若者に情報が届く。
- ・現代的にあった発信方法を、検討して欲しい。
→手段としては理解できるが、行政としてのハードルが高い。

<指導課 3>

- ・事業活動⑦の（「女性」も人権課題の一つとして挙げられている）テーマは、何なのか。意味が不明。
→次回までに確認。
- ・女性の権利を、なぜ付け加えたのかわからない。
- ・学校の現場の見直し、先生達の意識改革を求めたい。

<男女平等参画課 6・指導課 6>

- ・「固定的性別役割分担意識による人権侵害の防止」という方向性で「メディア・リテラシーの向上のための啓発や教育の事業」を行うという計画に対して、実際に実施した「事業の内容」が、形式的に「メディア・リテラシー」にかかわるものの、「固定的性別役割分担意識による人権侵害の防止」さらには「男女平等参画意識の啓もう」という方向性、目的に対して、関連性を持っていないのではないか。
→計画策定時に審議会でも検討した位置づけのため、事業名の変更

	<p>はできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男の子、女の子向けに、性犯罪・いじめに関わっていく必要がある。 <p>テーマ4 配偶者等からの暴力の防止</p> <p>(1) 暴力の未然防止と早期発見</p> <p><男女平等参画課 37></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事業で、学校に出向き、DV防止などの講座をしてほしい。 ・希望する学校を支援してくれないか。 ・中学生を対象にすると良いのではないか。 ・卒業する前に、行う学校がある。 ・弁護士会も、いじめを対象に学校にて進めている。 →実施に向けて、教育委員会のハードルがかなり高い。 ・中学生対象の説明会は、良い企画だと思うが、実施時期が難しい。 <p><男女平等参画課 38></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力予防教育の出前講座は、ぜひ、保育園でも実施して欲しい。 <p>(2) 相談の場の提供</p> <p><男女平等参画課 44></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談に来られた方は、どういうツールで来られた方が多いのか。 →アンケートはとっていない。 ・民間シェルターでの費用は、ひと月18万円となる。年金生活者では苦しい。 →生活福祉課が、窓口で女性相談員に案内している。 <p>(3) 被害者の自立支援</p> <p><男女平等参画課 46></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口も、案内できる体制があり良い。 →夜間も、24時間対応の見守りホットラインがある。その後、担当に振り分ける。 ・被害者は、お金がかかるので大変である。 ・DV被害者は、精神的な病気を持っている割合が多いので大変である。 <p>次回は10月20日(金)女性総合センター第2学習室にて開催</p>
担当	<p>総合政策部男女平等参画課男女平等参画係 電話 042-528-6801</p>